

議 長 日程第4「議案第41号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第41号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第41号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条文の整備等を図るものでございます。

一部改正の内容でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律と改めることに伴いまして、改正を行うものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。改正案のですね、のほうを御覧くださいませ。第6条の第2項でございます。法律の名称はですね、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に法律名が改められ、あと引用条項の条ずれを整理するものでございます。

最後に、議案本文の1ページ、その前にお戻りください。施行期日でございますが、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を打ち切り採決を行います。議案第41号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。